

介護職員等処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

令和6年6月の介護報酬改定において今までの「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を算定するにあたり、下記要件を満たしている必要があります。

①キャリアパス要件

職員の昇進・研修・昇給制度などを整備し、周知していること。

②月額賃金改善要件

介護職員の月給を改善する取り組みを行っていること（基本給や手当の引き上げなど）。

③職場環境等要件（見える化）

賃金以外の職場改善（ICT導入、健康管理、両立支援など）を実施し、ホームページ等で公表していること。

以上の要件に基づき職場環境等改善に係る当法人の取り組みについて下記のとおり公表いたします。

処遇改善加算取得状況について

各事業所の介護職員等処遇改善加算(以下、新加算)の取得状況は以下のとおりです。

区分	事業所名	サービス名
新加算 (Ⅰ)	国定病院介護医療院	介護医療院サービス (介護予防)短期入所療養介護(介護医療院)
	国定病院デイサービスじゃんけんぼん	通所介護 通所型サービス（独自）
	里庄町介護老人保健施設里見川荘	介護老人保健施設サービス (介護予防)短期入所療養介護（介護老人保健施設） (介護予防)通所リハビリテーション
新加算 (Ⅱ)	国定病院ヘルパーステーションじゃんけんぼん	訪問介護 訪問型サービス（独自）

当法人における職場環境要件に関しての取り組み

入職促進に向けた取組

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている

腰痛を含む心身の健康管理

- ・ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制整備

生産性向上のための取組

- ・ 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている
- ・ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている

やりがい・働きがいの醸成

- ・ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善